

令 2 保 総 第 1 5 9 号
令 和 2 年 4 月 6 日

一般社団法人 秋田県薬剤師会
会長 大 越 英 雄 様

秋田市保健所長 伊 藤 善 信
(公 印 省 略)

薬局等管理者の兼務許可申請について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろより本市保健所業務にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項ただし書きに規定する薬局の管理者等の兼務許可は、秋田県の「薬局の管理者等の兼務許可一括事務処理要領」に準じて運用しておりましたが、同要領が令和2年3月31日をもって廃止されたことに伴い、今後下記のように運用しますので、貴会会員に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、申請書の様式は秋田市ホームページ（広報ID：1020067、<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kenko/1005375/1020067.html>）に掲載していることを申し添えます。

記

1 管理者兼務許可申請について

令和2年4月1日より、秋田市内薬局等の管理者が学校薬剤師または休日夜間対応薬局および調剤所の業務を兼務する場合は、秋田市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成9年2月28日秋田市規則第26号）第2条の規定に基づき、あらかじめ別紙様式にて個別に許可申請し、兼務許可を受けること。

2 兼務許可内容の変更について

兼務許可後は年度毎の更新申請は不要だが、管理者兼務許可証の記載内容（現に管理する薬局等の名称、兼務先の施設名）に変更が生じた際は、所有する許可証を返納するとともに、改めて許可申請をすること。

- 3 管理者兼務をしなくなった場合について
薬局等管理者の退任または兼務しなくなった場合は、所有する許可証に返納する旨（様式任意）を添えて提出すること。

- 4 従前の運用で許可を受けている管理者の申請について
従前の運用で許可を受けている管理者が兼務を継続する場合は、令和2年4月30日までに許可申請をすること（郵送可）。

担 当 〒010-0976

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田市保健所保健総務課

医務薬務担当 庄司、安保

直 通 883-1170

F A X 883-1171